



福祉

生活の支援

生活保護

生活福祉課保護係

資産や能力などをすべて活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行います。

生活保護の種類

- 生活扶助＝衣食、その他日常生活に必要な費用
- 教育扶助＝小・中学校に通うための学用品、給食などの費用
- 住宅扶助＝家賃、契約更新に必要な費用
- 医療扶助＝病気やけがの治療に必要な費用
- 介護扶助＝介護サービスの利用に必要な費用
- 出産扶助＝出産に必要な費用
- 生業扶助＝高等学校に通うための教材などの費用、技能修得のための費用
- 葬祭扶助＝火葬などに必要な費用

社会福祉協議会

市民の参加・協力により運営され、地域福祉の推進を図ることを目的とする民間団体です。

所在地 昭和町4-7-1 (あいぽっく内)

電話番号 544-0388

ファックス 543-0003

暮らしや仕事に関する相談

くらし・しごとサポートセンター TEL 519-2033

就職先が見つからない、離職や廃業などにより家賃が支払えない、家計管理がうまくできないなど、生活、家計、仕事のことなどに関する相談を受け付けています。また、住居確保給付金の相談も受け付けています。

所在地 昭和町2-1-6 TE昭島ビル201A

開設日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)の午前8時30分～午後5時15分

受験生チャレンジ支援貸付事業

社会福祉協議会(あいぽっく内) TEL 544-0388

学習塾などの費用や高校・大学などの受験費用について貸し付けを行うことにより、一定所得以下の世帯のお子さんを支援します。

対象 次のすべてに該当する方

- 世帯の生計中心者である(18歳以上)
- 世帯収入(父母等養育者)の合計が一定額以下である(課税証明により判断)
- 預貯金などの資産の保有額が600万円以下である
- 土地・建物を所有していない(居住用を除く)
- 1年以上都内に在住している(住所登録)
- 生活保護を受けていない

内容

- 学習塾などの受講料＝20万円まで
- 高校の受験料＝2万7400円まで
- 大学の受験料＝8万円まで

※その他、状況により、個別に要件があります。



Akishima City
Photo
Gallery



はたちのつどい

■民生委員・児童委員

福祉総務課福祉総務係

暮らしの中での困りごと、心配ごとについて、お住まいの地域の民生委員・児童委員が相談に応じます。

お子さんや子育てに関する相談は、専門に担当する主任児童委員も応じます。

相談内容に応じて、市、地域包括支援センター、子ども家庭支援センターなどの専門機関へつないでいきます。

■戦没者や遺族などへの援護

福祉総務課福祉総務係

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金、戦傷病者等の妻に対する特別給付金などの受け付けを行っています。

■生活福祉資金の貸し付け

社会福祉協議会(あいぽっく内) TEL 544-0388

民生委員・児童委員

所得の少ない世帯、障害者や介護の必要な高齢者のいる世帯に、資金の貸し付けを行います。地域の民生委員・児童委員が関わります。

▶主な資金の種類

- ・教育支援資金(教育支援費、就学支度費)＝高校、大学、専門学校などの入学金や授業料
- ・福祉資金(福祉費)＝出産費、転宅費、障害者用自動車購入費など
- ・療養・介護等資金＝病気や負傷の治療費など
- ・その他日常生活上で一時的に必要な資金

※保証人と利子は貸し付けの種類により異なります。

■たすけあい資金の貸し付け

社会福祉協議会(あいぽっく内) TEL 544-0388

緊急的に資金が不足した世帯に、5万円を限度として資金の貸し付けを行います。働いていること(就職先が決まっていること)や保証人が1人必要など、一定の要件があります。

■女性福祉資金の貸し付け

子ども子育て支援課手当・医療助成係

親族などを扶養していて配偶者のいない女性の方、または、かつて扶養したことのある方などを対象に、住宅補修、療養、就職支援、就学支援、修学などの資金の貸し付けを行います(所得制限あり)。

償還期間 3年～20年以内(無利子または1%)

※保証人が必要です。



Akishima City
Photo
Gallery



産業まつり

ひとり親家庭の支援

子ども子育て支援課手当・医療助成係・ひとり親・女性支援担当

■児童扶養手当

次のいずれかに該当する児童の父または母または養育者(公的年金受給者を除く)に、その児童が18歳を迎える年度末まで支給します(所得制限あり)。

- ・父母が離婚した
- ・父または母が死亡した
- ・父または母が生死不明である
- ・父または母に1年以上遺棄されている
- ・父または母が裁判所からのDV(ドメスティック・バイオレンス)保護命令を受けている
- ・父または母が法令により1年以上拘禁されている
- ・婚姻によらないで生まれた
- ・父または母が重度の障害を有する

支給額 所得に応じて支給月額を決定

※第2子・第3子以降は加算があります。

■児童育成手当

次のいずれかに該当する児童の父母または養育者に、その児童が18歳を迎える年度末まで支給します(所得制限あり)。

- ・父母が離婚した
- ・父または母が死亡した
- ・父または母が生死不明である
- ・父または母に1年以上遺棄されている
- ・父または母が裁判所からのDV(ドメスティック・バイオレンス)保護命令を受けている
- ・父または母が法令により1年以上拘禁されている
- ・婚姻によらないで生まれた
- ・父または母が重度の障害を有する

支給額 月額1万3500円

■ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭やそれに準ずる家庭に対して、児童が18歳を迎える年度末まで保険診療医療費の自己負担分(入院時の食事代、生活療養費を除く)を助成します(所得制限あり)。

- ・住民税課税世帯＝一部助成
- ・住民税非課税世帯＝全額助成

■母子及び父子福祉資金の貸し付け

20歳未満のお子さんを扶養しているひとり親家庭に、住宅・転宅・就学支度・修学などに必要な資金の貸し付けを行います。

償還期間 3～20年以内(無利子または年利1%)

※保証人が必要です。

■ホームヘルパーの派遣

親または児童が一時的な病気などのため、日常生活に特に支障があるひとり親家庭に、ヘルパーを派遣します(所得に応じた自己負担あり)。

■母子生活支援施設

母が18歳未満のお子さんを扶養しているひとり親家庭で、児童の養育について母が生活上の問題を抱えているときに入所できます(所得に応じた自己負担あり)。



Akishima City
Photo
Gallery



エコ・パーク

障害のある方へ

障害福祉課障害福祉係 ほか

■ 障害者手帳

障害の内容・程度に応じて次の手帳を交付しています。障害福祉課障害福祉係へ申請してください。

▶ 身体障害者手帳

上肢、下肢、体幹、目、耳、言語、心臓、じん臓、呼吸器、肝臓、ぼうこう、直腸などに障害のある方が、各種サービスを受けるために必要な手帳です。障害の程度に応じて1級～6級に区分されています。

▶ 愛の手帳

知的障害のある方が、各種サービスを受けるために必要な手帳です。障害の程度に応じて1度～4度に区分されています。

判定を受ける場所

- ・18歳未満の方＝立川児童相談所
(立川市柴崎町2-21-19 TEL 042-523-1321)
- ・18歳以上の方＝東京都心身障害者福祉センター多摩支所
(国立市富士見台2-1-1 TEL 042-573-3311)

▶ 精神障害者保健福祉手帳

精神障害の状態にある方が、各種サービスを受けるために必要な手帳です。障害の程度に応じて1級～3級に区分されています。

■ 障害者総合支援法・児童福祉法に基づく福祉サービス

障害のある方がサービスを選択し、事業者と契約を結んで利用します。原則として自己負担は利用料の1割で、所得に応じて1か月の負担上限金額が設定されます。

サービスの利用を希望する方は、障害福祉課障害福祉係へ申請し、支給決定を受けてください。

▶ サービスの体系

自立支援給付

障害者総合支援法に基づいて、全国一律のサービスとして実施します。

- ・介護給付＝居宅介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所など、障害のある方の生活を支援する事業
- ・訓練等給付＝自立訓練、就労移行支援、就労継続支援など、就労や地域移行に向けた訓練事業
- ・補装具＝障害の種類により、車椅子・補聴器・義足・義手・眼鏡・座位保持装置などの交付・修理(原則1割負担で所得に応じて1か月の負担上限金額を設定)

障害のある児童を対象とした通所サービス

- ・障害児通所支援＝児童発達支援、放課後等デイサービスなど障害のある児童の生活を支援する事業

地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づき、地域の実情に応じて市が実施します。

- ・日常生活用具の給付事業＝心身に障害のある方の日常生活を容易にするため、特殊寝台・入浴補助用具・時計・人工喉頭・ストマなどを給付(原則1割負担で所得に応じて1か月の負担上限金額を設定)
- ・移動支援事業＝知的障害、精神障害、視覚障害のある方(同行援護の対象者を除く)の社会参加のため、外出を支援
- ・住宅設備改修事業＝重度の身体障害のある方が居住している家屋について、利便性向上のための改善の費用を給付
- ・コミュニケーション支援事業＝手話通訳者の養成、派遣など
- ・相談支援事業＝自立生活支援のための相談、障害福祉サービスの利用計画の作成など
- ・地域活動支援センター事業＝創作的活動や生産活動の機会の提供、社会参加の促進など



Akishima City
Photo
Gallery



国営昭和記念公園

■地域福祉・後見支援センターあきしま

社会福祉協議会(あいぽっく内) TEL 544-0388

地域福祉・後見支援センターあきしまは社会福祉協議会内に開設され、福祉サービスの利用や日常の金銭管理などに不安のある方を援助します。知的障害や認知症、精神障害などで判断能力がじゅうぶんでない方が、地域で安心して生活できるよう支援します。

さらに、成年後見制度について、利用相談や後見人候補者の案内、書類作成支援、その他の制度や関係機関に関する情報提供なども行います。相談は無料です。運営には、弁護士、医師、司法書士、社会福祉士などの専門家が関わり、センターの中立公正を守ります。

所在地 昭和町4-7-1 あいぽっく2階
(社会福祉協議会内)

電話番号 544-0388

開設日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)の午前8時30分～午後5時

■医療費の助成

▶心身に障害のある方の医療費を助成

病院などで診療を受けたときに支払う自己負担額の一部を助成します。市で交付する(障)受給者証を、受診のときに、健康保険証と一緒に提示してください。

対象 次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳1級・2級(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝臓障害のある方は3級も含む)
- ・愛の手帳1度・2度
- ・精神障害者保健福祉手帳1級

※ただし、次に該当する場合を除きます。

- ▽所得が制限額を超えている
- ▽生活保護を受けている
- ▽65歳以上での新規申請
- ▽後期高齢者医療制度の対象にあり、住民税非課税でない
- ▽公費により医療費が賄われている施設に入所している
- ▽医療保険による給付が行われない

▶自立支援医療

- ・更生医療＝身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方で、東京都心身障害者福祉センターの判定で認められた方などを対象に、障害を取り除く、または、程度を軽くするために必要な医療の費用を助成
- ・育成医療＝身体に障害のある18歳未満のお子さんを対象に、生活力を得るため、必要な医療の費用を助成
- ・精神通院医療＝各種健康保険を併用することで、医療費の9割を公費で負担(残る1割も、所得区分により助成を受けられる場合あり)

▶難病医療費助成

国または東京都の指定する難病にかかっている方を対象に、医療費を都が助成します。

▶小児慢性特定疾病の医療費助成

小児がん、慢性腎疾患、ぜんそく、心臓病など、慢性的な病気にかかっている18歳未満のお子さんを対象に、医療費を都が助成します。

▶精神障害で入院医療を要する方に助成

精神障害のために精神科病院に入院して、健康保険で治療を受けた18歳未満の方を対象に、入院医療に要する費用を助成します(入院時食事療養費は自己負担)。

■手当

申請は、障害福祉課障害福祉係で受け付けています(児童育成障害手当のみ子ども子育て支援課手当・医療助成係)。

▶心身障害者福祉手当(都手当)

対象 次のいずれかに該当する20歳以上の在宅の方(所得制限あり)

- ・身体障害者手帳1級・2級
- ・愛の手帳1度～3度
- ・脳性まひまたは進行性筋い縮症

※施設入所者、所得が制限額を超えている方、特殊疾病者福祉手当・児童育成障害手当を受給している方、65歳以上で新規に申請する方を除きます。

支給額 月額1万5500円

▶心身障害者福祉手当(市手当)

対象 次のいずれかに該当する在宅の方(所得制限あり)

- ・身体障害者手帳3級・4級
- ・愛の手帳4度

※施設入所者、65歳以上の方、所得が制限額を超えている方、生活保護・特殊疾病者福祉手当・児童育成障害手当を受給している方を除きます。

支給額 月額4000円

▶特殊疾病者福祉手当

難病などにかかっている方を対象に、医療費を都が助成します。また、難病医療費の助成を受けている方には、市から特殊疾病者福祉手当が支給されます(施設入所者、65歳以上の方、生活保護、心身障害者福祉手当、児童育成障害手当を受給している方を除く／所得制限あり)。

支給額 月額5000円

▶児童育成障害手当

申請は、子ども子育て支援課手当・医療助成係で受け付けています。

対象 次のいずれかに該当する20歳未満の障害のあるお子さんを育てている父母または、養育者(所得制限などあり)

- ・身体障害者手帳1級・2級程度
- ・愛の手帳1度～3度程度
- ・脳性麻ひまたは進行性筋萎縮症

支給額 月額1万5500円

▶ **特別障害者手当**

対象 20歳以上で、身体障害者手帳1級・2級程度または愛の手帳1度・2度程度の障害がある方(診断書の提出が必要/所得制限あり)

支給額 月額2万7980円

▶ **重度心身障害者手当**

対象 次のいずれかに該当する在宅の方(所得制限あり)

- ・重度の知的障害で著しい精神症状などのため、常時複雑な介護を必要とする
- ・重度の知的障害と重度の身体障害が重複している
- ・重度の肢体不自由者で両上肢及び両下肢とも機能が失われ、座っていることが困難

※病院に3か月以上入院している方、施設入所者、65歳以上で新規に申請する方を除きます。

支給額 月額6万円

▶ **障害児福祉手当**

対象 20歳未満で、身体障害者手帳1級・2級程度、愛の手帳1度・2度程度、または、精神に重度の障害のあるお子さん(診断書の提出が必要/所得制限あり)

支給額 月額1万5220円

▶ **特別児童扶養手当**

対象 次のいずれかに該当する20歳未満のお子さんを育てている父母または養育者(所得や施設入所など制限あり)

- ・身体障害者手帳1級～3級程度
- ・愛の手帳1度～3度程度
- ・上記と同程度の疾病もしくは身体または精神に障害を有する

※手帳の等級は目安です。申請には指定の診断書の提出が必要です(省略できる場合あり)。

支給額(児童1人につき)

月額3万5760円または5万3700円

※障害の程度(診断書の内容)により支給額が異なります。

■ **災害時避難行動要支援者登録**

32ページをご覧ください。

■ **障害のある方の生活圏拡大のために**▶ **巡回入浴サービス**

65歳未満で、家庭での入浴が困難な重度の心身障害のある方に、入浴サービスを行います。

▶ **くじら号の運行**

障害により常時、車椅子を使用しなければ移動することが困難な方のために、車椅子のまま乗れるパワーリフト付き自動車を運行します。

対象 身体障害者手帳2級以上の方

※下肢または体幹にかかる障害については、身体障害者手帳3級以上の方が対象です。

▶ **自動車運転免許取得費助成**

18歳以上で、身体障害者手帳3級以上または、愛の手帳4度をお持ちの方を対象に、免許を取得する費用を助成します(所得制限あり)。

▶ **自動車改造費助成**

18歳以上で、上肢・下肢・体幹機能に身体障害者手帳2級以上の障害のある方を対象に、自ら所有・運転する自動車の改造に必要な費用を助成します(所得制限あり)。

▶ **交通機関などの割引き**

障害のある方を対象に、都営交通の無料乗車券を交付します。また、手帳の提示によりJRや有料道路の割引き制度もあります。

▶ **タクシー利用費の助成**

電車やバスなどを利用することが困難な方に、タクシー利用費を助成します(ガソリン費の助成を受けている方を除く)。

対象 身体障害者手帳2級以上または愛の手帳2度以上の方

※下肢または体幹にかかる障害については、身体障害者手帳3級以上の方も対象となります。

▶ **ガソリン費の助成**

同一世帯の家族が自動車を所有し運転する方を対象に、ガソリン費を助成します(タクシー利用費の助成を受けている方を除く)。

対象 身体障害者手帳2級以上または愛の手帳2度以上の方

※自ら自動車を所有・運転する身体障害者手帳3級の方も対象となります。

▶ **手話通訳者の派遣**

聴覚及び言語障害のある方が、通院、専門的な相談、父母会、自治会の説明会など、健康上・社会生活上意思疎通を必要とするとき、手話通訳者を派遣します。

▶ **原子爆弾被爆者援護制度(都の助成)**

被爆者及び被爆者のお子さんを対象に、医療費などの給付制度や医療特別手当などの支給制度があります。

▶ **車椅子の貸し出し**

一時的に車椅子が必要な方で、他の制度で車椅子の利用ができない方に、最長6か月無料で貸し出しています。詳しくは、社会福祉協議会(あいぽっく内) [TEL 544-0388](tel:544-0388)、または、最寄りの市立会館へ問い合わせてください(台数に限りあり)。

▶ **くじらほっとサービス**

市民相互の助け合いにより、家事を中心とした簡単な援助をします。希望する方は、社会福祉協議会(あいぽっく内) [TEL 544-0388](tel:544-0388)へ申し込んでください。

内容 掃除、買い物、簡単な調理、話し相手など

利用料 1時間700円～850円

▶ **就学相談**

121ページをご覧ください。